

## 日本社会心理学会投稿規程

### 第1条（資格）

本会の正会員及び名誉会員は論文を日本文または英文で本会機関誌（以下、本誌）に投稿することができる。準会員及び法人会員は含まない。連名者は会員である必要はないが、個人とする。

### 第2条（対象論文）

投稿される論文は未公開のものに限られ、定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要等）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本誌に投稿できない。ただし、学会発表抄録や科学研究費等の研究報告書はその限りではない。

### 第3条（投稿方法）

投稿を希望する者は、次条以下の諸規程にそって作成した原稿を、インターネット(Web)によりPDFファイルで投稿する。

### 第4条（データの保存）

本誌に掲載された論文の著者は、論文中の記述を再現することができる電子データファイルを雑誌の刊行日から5年間保存しなければならない。

### 第5条（記載要領）

1. 原稿は、日本語の場合、A4用紙縦40字、横30行で作成する。
2. 最初のページは表紙とし、投稿論文のジャンル（原著論文、資料論文、モノグラフの別）を明記した上で、論文題目、要約及びキーワード（5語以内）を日本語と英語で記載する。
3. 和文要約は400字、英文要約は100～175語程度とする。要約は改行を入れない。本文は2ページ目から始め、次いで引用文献・脚注・図・表などをおく。英文の場合は、A4用紙に本文を1行おきに作成する。
4. 論文のジャンルは、原著論文(Article)、資料論文(Report)、モノグラフ(Monograph)に分け、それぞれ次の通りとする。
  - (1) 原著論文：社会心理学における理論的・実証的・方法論的研究、基礎・応用研究、定量的・定性的研究に貢献する未公開の論文。刷り上がりは、原則として本誌10ページ以内（日本文の場合、図表を含め本条第1項に定めた原稿書式で20枚に相当）。
  - (2) 資料論文：過去の研究成果に対する追加・吟味、新事実の発見、興味ある観察・事例報告、または装置や方法に関する未公開の資料的価値のある論文。刷り上が

りは、原則として 7 ページ以内（日本文の場合、図表を含め本条第 1 項に定めた原稿書式で 14 枚に相当）。

(3) モノグラフ：ひとつの主題について、あるいは当該領域の研究に関して、多面的かつ詳細に検討した論文（展望論文を含む）。刷り上がりは、原則として 20～40 ページ以内（日本文の場合、図表を含め本条第 1 項に定めた原稿書式で 40～80 枚に相当）。

5. 前項の規程において、英文の場合は、本誌 1 ページを約 700 語に相当するものとして計算する。

6. 編集委員会が必要と認めた場合には、若干の規定ページ数の超過を認めることがある。この超過分にかかる費用は本会の負担とする。

7. 字句・叙述は明確に、常用漢字、現代かなづかい、算用数字を用いる。

8. 図表の使用は必要最小限にとどめ、本文との重複をさける。図表は大きいもので原稿 1 ページ（本誌 1/2 ページ）、小さいもので原稿 1/2 ページ（本誌 1/4 ページ）相当とする。図版、写真版の原稿は、掲載サイズ（長さ）の 1.5 倍の完全原稿を提出する。とくに費用を要するものは著者の負担とする。

9. 編集委員会が必要と認めた場合に限り、特定のページにカラー印刷を施すことができる。なお、この場合の費用は著者から徴収しない。

10. 英文要約については、英語を母国語とする者の校閲を経ることとする。

11. 注は原則として脚注とし、通し番号をつける。謝辞、学会発表抄録、科学研究費などの助成金に関する脚注は、題目につける。投稿時と掲載時とで所属が異なる場合には、その人名につける。題目及び人名への脚注は原稿には記載せず、投稿ページの指定された箇所へ記述する。

12. 引用文献はアルファベット順に並べる。本文中に文献を引用するときは、著者姓と発行年をつけて示す。

その他、表記の詳細については [執筆要項（平成 18 年度 9 月版）](#) にしたがう。

## 第 6 条（投稿論文の選考）

投稿された論文は、本会審査規程に則って編集委員会が審査の上、採否を決定する。また編集委員会は、内容及び形式の双方について改稿または再提出を求めることがある。

## 第 7 条（校正）

校正は初校のみ著者校正とする。

## 第 8 条（別刷）

別刷は 30 部まで無料とする。それ以上は著者負担とする。

#### 第9条（照会先）

投稿した原稿についての問い合わせは編集事務局に行い、本会事務局には行わないこととする。

#### 第10条（著作権）

本誌に掲載された論文の著作権は、本会著作権規程に則って、本会に帰属する。

#### 附則

- 一. この規程の変更は、編集委員会の議決を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二. この規程は 2004 年 7 月 17 日から施行される。
- 三. 2018 年の一括改訂に伴い、2004 年度第 1 回編集委員会、2005 年度第 2 回編集委員会、2009 年度第 2 回編集委員会、2010 年度第 1 回編集委員会の一部改正を削除。
- 四. 本誌執筆要項は本会ホームページを参照のこと。
- 五. この規程は 2018 年 8 月 27 日から施行される。